

介護保険住宅改修の手引き



上里町役場高齢者いきいき課高齢介護係

令和5年3月

目次

介護保険制度における住宅改修費の支給とは	1
住宅改修の具体例	2
手すりの取付け	2
段差の解消	4
滑りの防止及び移動の円滑化等のための床又は通路面の材料の変更	6
引き戸等への扉の取り替え	8
洋式便器等への便器の取り替え	9
支払方法	10
申請手続きの流れ	11
介護サービス関係Q&A	13
事前確認用書類留意点	19
理由書作成時留意点	19
ADL 確認表作成時留意点	21
見取り図記入例	22
見積書作成時留意点	22
住宅改修費支給申請書類留意点	24
《参考》上里町住宅改修資金補助金交付制度	巻末

介護保険制度における住宅改修費の支給とは

在宅の要介護者等が、住み慣れた自宅で生活が続けられるように、住宅の改修を行うサービスです。改修工事の対象は身体機能の維持・向上を目的とした手すり等の設置工事となり、20万円を上限として、係った費用の7割から9割を補助する制度となります。

対象者

要支援・要介護認定を受け在宅で生活をされている方

* 自宅とは住民登録がされた住所地になります。

住宅改修の種類

厚生労働大臣が定める居宅介護住宅改修費等の支給に係る住宅改修の種類は次の通りとなります。

- 一 手すりの取付け
- 二 段差の解消
- 三 滑りの防止及び移動の円滑化等のための床又は通路面の材料の変更
- 四 引き戸等への扉の取替え
- 五 洋式便器等への便器の取替え
- 六 その他前各号の住宅改修に付帯して必要となる住宅改修

《参考事例》

各改修については次項からの事例を参考にしてください。

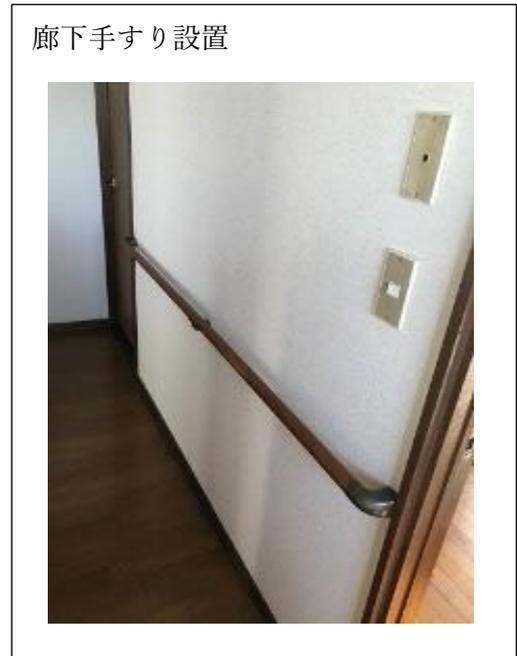
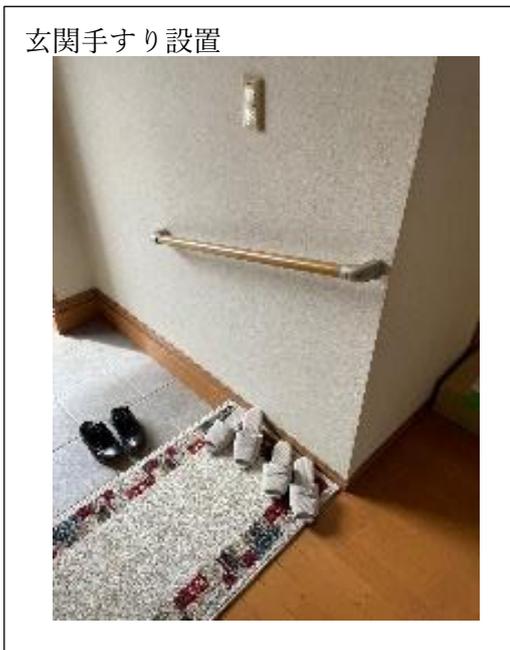
住宅改修の具体例

手すりの取付け

「手すりの取付け」とは、廊下、便所、浴室、玄関、玄関からの道路までの通路等に転倒予防若しくは移動又は移乗動作に資することを目的として設置するものである。手すりの形状は、二段式、縦付け、横付け等適切なものとする。

(令和4年3月31日発 「介護最新情報 Vol.1059」より抜粋)

例) 室内の手すり設置例



写真提供：(株)松本材木店

例) 室内の手すり設置例

階段手すり設置



例) 屋外の手すり設置例

玄関ポーチ設置



玄関から外への設置



写真提供：榊松本材木店

段差の解消

住宅改修告示第二号に掲げる「段差の解消」とは、居室、廊下、便所、浴室、玄関等の各室間の床の段差及び玄関から道路までの通路等の段差又は傾斜を解消するための住宅改修をいい、具体的には、敷居を低くする工事、スロープを設置する工事、浴室の床のかさ上げ等が想定されるものである。

(令和4年3月31日発 「介護最新情報 Vol.1059」より抜粋)

例) 段差の解消



写真提供：(株)松本材木店

浴槽をまたぎやすいものに交換



室内スロープ設置



踏み台設置



玄関スロープ設置



写真提供：(株)松本材木店

*スロープや踏み台の設置は動かないように金具などで固定されている工事が対象となります。

*玄関スロープ設置の舗装工事は、原則移動に必要な範囲のみが対象となります。

滑りの防止及び移動の円滑化等のための床又は通路面の材料の変更

住宅改修告示第三号に掲げる「滑りの防止及び移動の円滑化等のための床又は通路面の材料の変更」とは、具体的には、居室においては畳敷から板製床材、ビニル系床材等への変更、浴室においては床材の滑りにくいものへの変更、通路面においては滑りにくい舗装材への変更等が想定されるものである。

(令和4年3月31日発 「介護最新情報 Vol.1059」より抜粋)

例) 床材の変更



写真提供：(株)松本材木店

例) 通路面の舗装材の変更工事



例) 階段へのすべり止めゴム設置工事



写真提供：(株)松本材木店

* 屋外通路等については、原則移動に必要な範囲のみが対象となります。

引き戸等への扉の取り替え

住宅改修告示第四号に掲げる「引き戸等への扉の取替え」には、開き戸を引き戸、折戸、アコーディオンカーテン等に取り替えるといった扉全体の取替えのほか、扉の撤去、ドアノブの変更、戸車の設置等も含まれる。

(令和4年3月31日発 「介護最新情報 Vol.1059」より抜粋)

例) 交換後の開けやすい扉

軽い扉・アコーディオンカーテンへの交換後



例) ドアノブの交換

ドアノブ交換前写真



ドアノブ交換後写真



写真提供：(株)松本材木店

洋式便器等への便器の取り替え

住宅改修告示第五号に掲げる「洋式便器等への便器の取替え」とは、和式便器を洋式便器に取り替えや、既存の便器の位置や向きを変更する 경우가一般的に想定される。

(令和4年3月31日発 「介護最新情報 Vol.1059」より抜粋)

例) 和式便器を洋式便器に取り替え



例) 身体状況に合わせた洋式便器の高さ調整



写真提供：(株)松本材木店

支払方法

改修費の受給方法は下記の2種類から選べます。

- ・償還払い

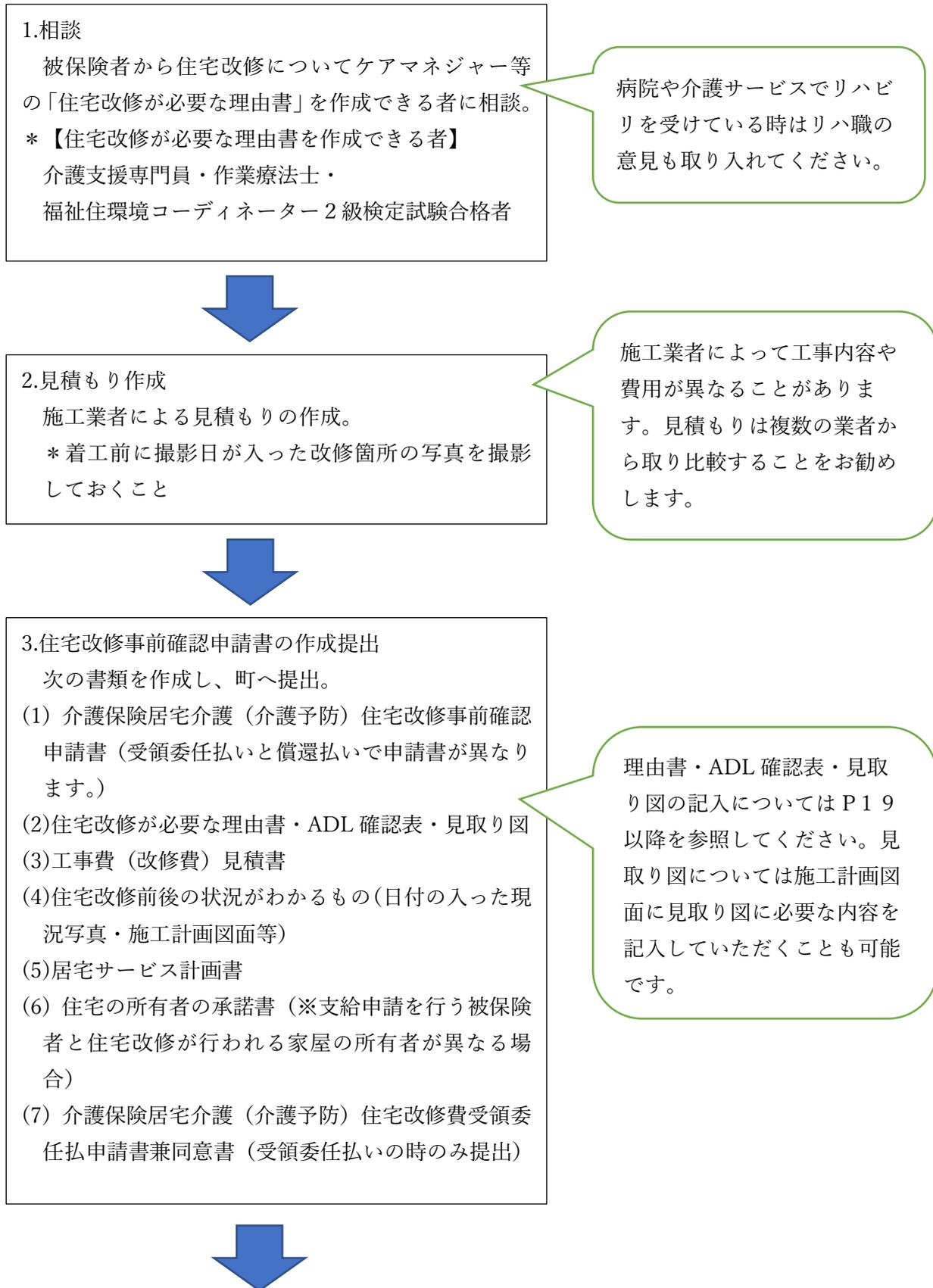
住宅改修を行った申請者が、改修に係る費用の全額を一旦事業者に支払い、支給対象部分を後日、町が申請者へ支給します。

- ・受領委任払い

住宅改修を行った申請者が、改修に係る費用の内自己負担分を事業者に支払い、給付額分を町から事業者に対して支給します。

※介護保険料に未納がある方は、受領委任払いを利用できません。

申請手続きの流れ



4.住宅改修事前確認結果通知の受理

町は事前確認申請で提出された書類等を基に審査し、保険給付として適当な改修と確認できた場合、介護保険居宅介護（介護予防）住宅改修事前確認結果通知書を発行する。

理由書等からうかがえる状態に対し過大と考えられる場合などは、現場確認等を行う場合があります。その際にご協力をお願いします。



4.工事

* 工事完成後に撮影日が入った写真を撮影すること。

結果通知受領前に工事をするとう改修費の支給が受けられなくなるので注意してください。



5.住宅改修費支給申請

次の書類を作成し、町へ提出。

- (1) 介護保険居宅介護（介護予防）住宅改修費支給申請書（受領委任払いと償還払いで申請書が異なります。）
- (2) 工事費内訳書
- (3) 工事後写真（日付の入っているもの）
- (4) 領収書（受領委任払いの場合は利用者負担額、受領委任払いの時は工事に要した額になります。）

工事費 10 万円、利用者負担 1 割の場合。
受領委任払いは
10 万円×1 割=1 万円の領収書になります。
償還払いは 10 万円の領収書になります。



6.事後調査

住宅改修適正化事業として、事後調査を行うことがあります。すべての住宅改修が対象となるわけではありませんが、対象となった際はご協力をお願いします。

介護サービス関係Q & A

厚生労働省ホームページに掲載されている Q&A から住宅改修に係る部分を抜粋したものです。

項目	質問	回答
手すり	手すりには、円柱型などの握る手すりのほか、上部平坦型(棚状のもの)もあるが、住宅改修の支給対象となるか。	支給対象となる。高齢者によっては、握力がほとんどない場合やしっかり握れない場合もあるので、高齢者の身体の状態に応じて手すりの形状を選択することが重要。
段差解消・手すり	玄関から道路までの段差解消や手すりの設置は住宅改修の支給対象となると解してよろしいか。	貴見のとおり。 対象となる工事の種類は、通路への手すりの設置、通路へのスロープの設置、コンクリート舗装への変更等である。
玄関以外のスロープ	居室から屋外に出るため、玄関ではなく、掃出し窓にスロープを設置する工事は対象となるのか。また、スロープから先の道路までの通路を設置する工事は対象となるのか。	玄関にスロープを設置する場合と同様に、スロープは段差の解消として、通路の設置も通路面の材料の変更として、住宅改修の支給対象となる。
段差の解消	玄関から道路までの通路の階段の段差を緩やかにする工事は住宅改修の支給対象となるか。	玄関の上がり框(かまち)への式台の設置等と同様に、段差の解消として支給対象となる。
上がり框(かまち)の段差緩和工事	(住宅改修)上がり框の段差の緩和のため、式台を設置したり、上がり框の段差を二段にしたりする工事は支給対象となるか。	式台については、持ち運びが容易でないものは床段差の解消として住宅改修の支給対象となるが、持ち運びが容易なものは対象外となる。また、上がり框を二段にする工事は床段差の解消として住宅改修の支給対象となる。
段差の解消の取扱い	平成 12 年 12 月に住宅改修の種類が「床段差の解消」から「段差の解消」と改正されたが、これに伴い高齢者が自立して入浴又は介助して入浴できるよう、浴室床と浴槽の底の高低差や浴槽の形状(深さ、縁の高さ等)を適切なものとするために行う浴槽の取替も「段差の解消」として住宅改修の給付対象として取り扱ってよいか。	浴槽の縁も、玄関の上がり框と同様「段差」に含まれるものとして取り扱って差し支えないものとする。

段差解消機等の設置	昇降機、リフト、段差解消機等の設置は住宅改修の支給対象となるか。	昇降機、リフト、段差解消機等といった動力により床段差を解消する機器を設置する工事は住宅改修の支給対象外である。なお、リフトについては、移動式、固定式又は据え置き式のもの、移動用リフトとして福祉用具貸与の支給対象となる。
浴室の段差解消工事	床段差を解消するために浴室内にすのこを制作し、設置する場合は住宅改修の支給対象となるか。	浴室内すのこは、特定福祉用具の入浴補助用具の浴室内すのこ(浴室内において浴室の床の段差の解消ができるものに限る)に該当するものと考えられるので、住宅改修ではなく福祉用具購入の支給対象となる
滑り止めのゴム	住宅改修費について、階段に滑り止めのゴムを付けることは、「滑りの防止及び移動の円滑化等のための床材の変更」としてよいか。	「滑りの防止及び移動の円滑化等のための床材の変更」に当たる。
通路面の材料の変更	通路面の材料の変更としてはどのような材料が考えられるか。また、この場合の路盤の整備は付帯工事として支給対象となるか。	例えば、コンクリート舗装、アスファルト舗装、タイル舗装、レンガ舗装等が考えられる。路盤の整備は付帯工事として支給対象として差し支えない。
通路面の材料の変更	通路面について、滑りの防止を図るための舗装材への加工(溝をつけるなど)や移動の円滑化のための加工(土舗装の転圧など)は、住宅改修の支給対象となるか。	いずれも、通路面の材料の変更として住宅改修の支給対象となる。
滑りの防止及び移動の円滑化等のための床又は通路面の材料の変更	「滑りの防止及び移動の円滑化等のための床又は通路面の材料の変更」について、居室においては、畳敷から板製床材、ビニル系床材等への変更等が想定されると通知されているが、畳敷から畳敷(転倒時の衝撃緩和機能が付加された畳床を使用したものなど同様の機能を有するものを含む。以下同じ。)への変更や板製床材等から畳敷への変更についても認められるか。	居宅要介護被保険者の心身の状況、住宅の状況等を勘案して必要と認められる場合には、お尋ねのような変更(改修)についても認められる。

床材の表面加工	滑りの防止を図るための床材の表面の加工（溝をつけるなど）は、住宅改修の支給対象となるか。また、階段にノンスリップを付けたりカーペットを張り付けたりする場合は支給対象となるか。	いずれも床材の変更として住宅改修の支給対象となる。なお、ノンスリップが突き出していたり、あまりに滑りが悪いとつまづき転落する危険性もあるので、工事に当たっては十分に注意が必要である。
扉の取り替え	門扉の取替えは、住宅改修の支給対象となるか。	引き戸等への扉の取替えとして支給対象となる。
引き戸の取替工事	既存の引き戸が重く開閉が容易でないため、引き戸を取り替える場合は住宅改修の支給対象となるか。	既存の引き戸が重く開閉が容易でないという理由があれば支給対象となる。ただし、既存の引き戸が古くなったからといって新しいものに取り替えるという理由であれば、支給対象とはならない。
扉工事	扉そのものは取り替えないが、右開きの戸を左開きに変更する工事は住宅改修の支給対象となるか。	扉そのものを取り替えない場合であっても、身体の状態に合わせて性能が代われば、扉の取替として住宅改修の支給対象となる。具体的には右開きの戸を左開きに変更する場合、ドアノブをレバー式把手等に変更する場合、戸車を設置する場合等が考えられる。
既存洋式便器への洗浄機能の取り付け工事	既存の洋式便器の便座を、洗浄機能等が付加された便座に取り替えた場合、住宅改修の支給対象となるか。	介護保険制度において便器の取替を住宅改修の支給対象としているのは、立ち上がるのが困難な場合等を想定しているためである。洗浄機能等のみを目的として、これらの機能が付加された便座に取り替える場合は住宅改修の支給対象外である。
洋式便器の改修工事	リウマチ等で膝が十分に曲がらなかったり、便座から立ち上がるのがきつい場合等に、既存の洋式便器の便座の高さを高くしたい場合、次の工事は便器の取替として住宅改修の支給対象となるか。 ①洋式便器をかさ上げする工事 ②便座の高さが高い洋式便器に取り替える場合 ③補高便座を用いて座面の高さを高くする場合	①は支給対象となる。②については、既存の洋式便器が古くなったことにより新しい洋式便器に取り替えるという理由であれば、支給対象とはならないが、質問のように当該高齢者に適した高さにするために取り替えるという適切な理由があれば、便器の取替として住宅改修の支給対象として差し支えない。③については、住宅改修ではなく、腰掛け便座（洋式便器の上に置いて高さを補うもの）として特定福祉用具購入の支給対象となる。
洋式便器への便器取替工事	和式便器から洗浄機能等が付加された洋式便器への取替は住宅改修の支給対象となるか。	商品として洗浄便座一体型の洋式便器が一般的に供給されていることを考慮すれば、「洋式便器等への便器の取替」工事を行う際に、洗浄便座一体型の便器を取り付ける場合にあっては、住宅改修の支給対象に含めて差し支えない。

和式便器の腰掛け式への変換	和式便器の上に置いて腰掛け式に変換するものは住宅改修に該当するか。	腰掛け便座として特定福祉用具購入の支給対象となる。
段差の解消に伴う付帯工事の取扱	<p>(住宅改修)脱衣所と浴室床の段差を解消するため、浴室床のかさ上げ又はすのこの設置(住宅改修に係るものに限る)を行ったが、浴室床が上がったために行う次の①から③の工事について、段差解消に伴う付帯工事として取り扱うこととしてよいか。</p> <p>①水栓の蛇口の下に洗面器が入らなくなったために、水栓の蛇口の位置を変更。</p> <p>②浴室床が上がったために、相対的に浴槽の底との高低差が増え、浴槽への出入りが困難かつ危険になった場合の浴槽をかさ上げするなどの工事</p> <p>③②の状態、技術的に浴槽のかさ上げが困難な場合の浴槽の改修又は取替の工事</p>	①から③いずれの場合も介護保険の住宅改修の給付対象として差し支えない。
理由書の作成担当者	介護予防住宅改修費の理由書を作成する者は「介護支援専門員 その他要支援者からの住宅改修についての相談に関する専門的知識及び経験を有する者」とされており、従来は、作業療法士、福祉住環境コーディネーター検定試験二級以上その他これに準ずる資格等を有する者とされていたが、地域包括支援センターの担当職員が作成することは可能か。	可能である。
理由書の様式	住宅改修が必要な理由書の様式が示されたが、市町村独自で様式を定めることは可能か。	3月の課長会議で示した様式は標準例としてお示したものであり、それに加えて市町村が独自に定めることは可能である。

<p>一時的に身を寄せている住宅の改修費</p>	<p>要介護者が子の住宅に一時的に身を寄せている場合、介護保険の住宅改修を行うことができるか。</p>	<p>介護保険の住宅改修は、現に居住する住宅を対象としており、住所地の住宅のみが対象となる。子の住宅に住所地が移されていれば介護保険の住宅改修の支給対象となる。なお、住民票の住所と介護保険証の住所が異なる場合は一義的には介護保険証の住所が住所地となる。</p>
<p>家族が行う住宅改修</p>	<p>家族が大工を営んでいるが、住宅改修工事を発注した場合、工賃も支給申請の対象とすることができるのか。</p>	<p>被保険者が自ら住宅改修のための材料を購入し、本人又は家族等により住宅改修が行われる場合は、材料の購入費を住宅改修費の支給対象とすることとされており、この場合も一般的には材料の購入費のみが支給対象となり工賃は支給対象外とすることが適当である。</p>
<p>工事内訳書</p>	<p>支給申請の際、添付する工事費内訳書に関し、材料費、施工費等を区分できない工事があるが、全て区分しなければならないか。</p>	<p>工事費内訳書において、材料費、施工費等を適切に区分することとしているのは、便所、浴室、廊下等の箇所及び数量、長さ、面積等の規模を明確にするためである。このため、材料費、施工費等が区分できない工事については無理に区分する必要はないが、工事の内容や規模等が分かるようにする必要はある。</p>
<p>住宅改修における利用者負担の助成</p>	<p>介護保険の給付対象となる住宅改修について、利用者が施工業者から利用者負担分(施工費用の1割)の全部又は一部について、助成金や代金の返還等によって金銭的な補填を受けていた場合の取扱い如何。</p>	<p>介護保険法上、住宅改修費の額は、現に当該住宅改修に要した費用の額の90/100に相当する額とされている。即ち、住宅改修の代金について割引があった場合には当該割引後の額によって支給額が決定されるべきものであり、施工業者が利用者に対し利用者負担分を事後的に補填した場合も、施工代金の割引に他ならないことから、割引後の額に基づき支給されることとなる。</p> <p>なお、施工業者と相当の関連性を有する者から助成金等を受けていた場合についても同様である。</p>
<p>新築工事の竣工日以降の改修工事</p>	<p>住宅の新築は住宅改修と認められていないが、新築住宅の竣工日以降に手すりを取り付ける場合は、給付対象となるか。</p>	<p>竣工日以降に、手すりを設置する場合は住宅改修の支給対象となる。</p>

賃貸アパート共用部分の改修費用	賃貸アパートの廊下などの共用部分は住宅改修の支給対象となるか。	賃貸アパート等の集合住宅の場合、一般的に、住宅改修は当該高齢者の専用の居室内に限られるものとするが、洗面所やトイレが共同となっている場合など、当該高齢者の通常的生活領域と認められる特別な事情により共用部分について住宅改修が必要であれば、住宅の所有者の承諾を得て住宅改修を行うことは可能であり、支給対象となる。しかしながら、住宅の所有者が恣意的に、当該高齢者に共用部分の住宅改修を強要する場合も想定されるので、高齢者の身体状況、生活領域、希望等に応じて判断すべきものである。
賃貸住宅退去時の改修費用	賃貸住宅の場合、退去時に現状回復のための費用は住宅改修の支給対象となるか。	住宅改修の支給対象とはならない。
添付写真の日付	申請に添付する必要がある改修前後の写真は、日付が分かるものとのことであるが、日付機能のない写真機の場合はどうすればよいか。	工事現場などで黒板に日付等を記入して写真を撮っているように、黒板や紙等に日付を記入して写真に写し込むといった取扱をされたい。
入院(入所)中の住宅改修	現在、入院している高齢者がまもなく退院する予定であるが、住宅改修を行うことができるか。又、特別養護老人ホームを退去する場合はどうか。	入院中の場合は住宅改修が必要と認められないので住宅改修が支給されることはない。ただし、退院後の住宅について予め改修しておくことも必要と考えるので、事前に市町村に確認をしたうえで住宅改修を行い、退院後に住宅改修費の支給を申請することは差し支えない(退院しないこととなった場合は申請できない)ものとする。特別養護老人ホームを退去する場合も、本来退去後に住宅改修を行うものであるが、同様に取り扱って差し支えない。
分譲マンション共用部分の改修費	分譲マンションの廊下などの共用部分は住宅改修の支給対象となるか。	賃貸アパート等と同様、専用部分が一般的と考えるが、マンションの管理規程や他の区分所有者の同意(区分所有法による規定も可)があれば、共用部分の住宅改修も支給対象とすることができる。
領収証	領収証は写しでもよいか	申請時にその場で領収証の原本を提示してもらうことにより確認ができれば、写しでも差し支えない。

事前確認用書類留意点

提出書類の作成については下記の点に留意し作成してください。

理由書作成時留意点

住宅改修が必要な理由書

<基本情報>

被保険者 番号 *****	年齢 78歳	生年月日 昭和〇〇年〇〇月〇〇日	性別 <input checked="" type="checkbox"/> 男 <input type="checkbox"/> 女	現地確認日 令和〇〇年〇〇月〇〇日	作成日 令和〇〇年〇〇月〇〇日
被保険者 氏名 小麦 智	要介護認定 (該当に○) 1・2	要支援 1・2	要介護 経過的・①・2・3・4・5	作成者 所屬事業所 居宅介護事業所〇〇〇	
住所 埼玉県児玉郡上里町七本木〇〇〇-〇				資格 (作成者が介護支援専門員でないとき) 〇〇 〇〇	

(P1)

移動・立ち上がり等の生活動作や、室内外等の移動方法等を記載。

確認日 令和 年 月 日	評価 評価欄
氏名	

<総合的状況>

利用者の身体状況	福祉用具の利用状況と
<p>令和〇〇年〇〇月〇〇日廊下で転倒し右足を骨折。手術のため2か月間入院。入院により下肢筋力低下。骨折により足の可動域が制限されている。</p> <p>移動については、屋内は壁などを支えにゆつくりと歩く。屋外では杖を使用。段差昇降時はふらつきがあり転倒リスクが高いため妻の見守りが必要。</p> <p>立ち座りの際に痛みがある。</p>	<p>住宅改修後の想定</p> <p>改修前</p> <p>改修後</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 車いす <input type="checkbox"/> ● 特殊寝台 <input type="checkbox"/> ● 床ずれ防止用具 <input type="checkbox"/> ● 体位変換器 <input type="checkbox"/> ● 手すり <input type="checkbox"/> ● スロープ <input type="checkbox"/> ● 歩行器 <input type="checkbox"/> ● 歩行補助つえ <input type="checkbox"/> ● 認知症老人徘徊感知機器 <input type="checkbox"/> ● 移動用リフト <input type="checkbox"/> ● 腰掛便座 <input type="checkbox"/> ● 特殊尿器 <input type="checkbox"/> ● 入浴補助用具 <input type="checkbox"/> ● 簡易浴槽 <input type="checkbox"/> ● その他 <input type="checkbox"/>
介護状況	
<p>同居の妻が主に家事や介護を行っている。本人は洗濯物をたたむ手伝いをしている。</p> <p>以前は手すりを使い庭へ出て日向ぼっこをしながら花を眺めていたが、退院後は転倒の危険があるため出来なくなった。</p> <p>入浴は週2回の通所リハビリで行い、家ではシャワー浴をしている。</p> <p>日常の買い物は週1回、近所に住む息子が送迎を行い、本人はカートを押して買い物を行っている。</p>	
住宅改修により、利用者等は日常生活をどう変えたのか、	
<p>退院後、家事の手伝い、買い物同行等自分で行えることが増え、自宅で湯船に浸かりたい希望が出てきた。浴室に手すりを取付け、築しみてあった入浴を自宅で容易にできるよ次にする。また、玄関の上り階段に踏み台と手すりを取付けることで、転倒リスク軽減、妻の介護負担軽減できる。</p> <p>リハ職意見等</p> <p>手すりの位置や踏み台の大きさについて家屋調査の際に協議し決定。</p> <p>玄関の上り階段に踏み台と手すりを取付けることで、外出時の転倒転落に対する不安や身体的負担を少なくして、買い物同行に出かける頻度を増やしていく(週2~3回)。外出意欲や機会の増大にもつながって、庭での日向ぼっこも再開していく。</p>	

介護サービスの利用の有無や、家族による介護の状況、工事済みの住宅改修・福祉用具の利用の有無等について記載。

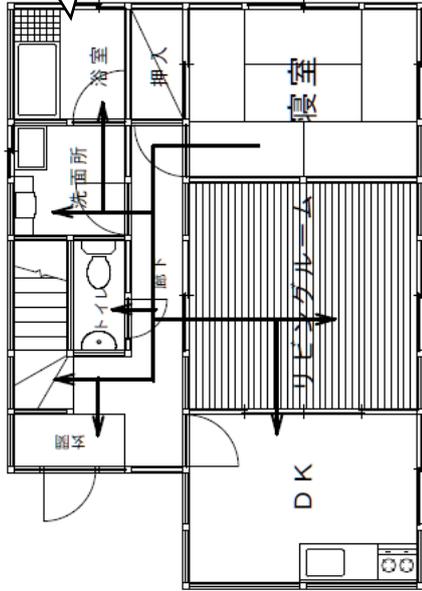
本人や家族が住宅改修によりどの様に変えたいのかや、改修を行うことで得る効果を記載。リハ職専門家の意見がある場合はそれについても記載。

ADL 確認表作成時留意点

上里町独自の様式となります。下記記載例に則り記載してください。

A D L 確 認 表							
被保険者番号： _____							
住 所： _____							
氏 名： _____							
確 認 日： _____							
<div style="border: 1px solid black; border-radius: 15px; padding: 10px; width: fit-content; margin: 10px auto;"> 調査時から ADL が変化していることがあります。現在の ADL について、説明文をもとに記載してください。 </div>							
1.動作確認							
	全介助	最大介助	中等度介助	最小介助	監視・準備	修正自立	完全自立
座位保持							
立位保持							
歩行							
立ち上がり							
片足立ち							
<ul style="list-style-type: none"> ・ 介助者が全く必要ない場合は、完全自立、不要だが、時間を要す・補助具が必要・安全性への配慮が必要な場合は、修正自立、必要な場合は、全介助～監視・準備 ・ 介助が必要な場合、監視や促しのみを監視・準備、自分で行う割合が、全介助：25%未満、最大介助：～50%未満、中等度介助：75%未満、最小介助：75%以上で決める 							
2.生活範囲確認							
<ul style="list-style-type: none"> ・ 住改申請用の見取り図等に日常生活の範囲が分かるよう動線を記載してください。既存の手すり等についても記載をお願いします。 ・ 見取り図がない場合は下記見取り図欄に記載してください。 							
* 住改により使用頻度が変わる場合は理由書に住改前と住改後の使用頻度を記載してください。							
見取り図							
<div style="border: 1px solid black; padding: 10px; width: 80%; margin: 0 auto;"> 住宅改修を行った結果どのような日常動作になるかについて平面図に動線を記載してください。見取り図等に記載してもらっても結構です。 </div>							

小麦智宅見取り図



日常生活の移動範囲が分かるよう動線を記載してください。

起床後は主にリビングで生活を行っている。
 買い物や通所リハのため週3回程度外出
 転倒の危険があるため2階へは上がっておらず、物置になっている。
 以前同様に庭で日向ぼっこをすることを目標にリハビリに励んでいる。

入院以前に庭へ出るために利用していた手すり。
 すでに設置してある手すり等も記載してください。

日常生活について動線と併せてイメージできるように記載してください。

住宅改修費支給申請書類留意点

完了写真について

改修前に撮影した写真と同じアングルで撮影し、改修前の写真と見比べられるよう合わせて提出してください。金具で固定した箇所等細部の確認が必要な写真は別に細部をアップした写真を添付してください。事前申請時の写真と同様に撮影日が分かるようにしてください。

改修前



改修後



写真提供：(株)松本材木店

領収書について

領収書は原本確認が必要となります。領収書の返却が必要な場合には原本と併せて、領収書のコピーを提出してください。提出時に原本の確認を行い、原本を返却いたします。

* 工事内容に変更が生じた場合

工事内容に変更が生じた場合は、軽微な変更以外は変更の申請が必要となります。申請をせずに工事を行い、事前申請時と工事内容が異なった場合は給付対象となりませんのでご注意ください。変更申請の結果が出る前に工事を行った場合も支給対象外となります。

軽微な変更とは、手すり設置時に当初予定していた金具が使えなくなった等が該当します。

《参考》上里町住宅改修資金補助金交付制度

上里町住宅改修資金補助金交付制度のご案内

上里町では、地域経済の活性化及び居住環境の向上を図ることを目的として、住宅リフォームの補助制度を実施します。

なお、制度の利用は1世帯につき1回限りとなります。

補助金申請額が予算上限に達した時点で申請受付終了となりますので、予めご了承ください。

1. 申込資格（①～④すべての条件に該当する方）

- ①町内に居住し、住民登録又は外国人登録があること。
- ②改修工事を行う住宅の所有者及び居住者であること。
- ③町税及び上下水道料金を滞納していないこと。
- ④町より同様の補助金又は助成金の交付を受けていないこと。ただし、障害者福祉事業・介護保険事業・下水道事業による補助金又は助成金については除く。

2. 対象となる工事

- ・申請者が現に生活をしている住宅のリフォームで町内業者（町内に主たる事業所又は本店を有する民間業者）が行う工事。
- ・改修工事金額が20万円以上であること（消費税を除く）。
- ・補助金申請後、交付決定を受けてから着工され、年度内に工事が完了すること。

※補助金交付決定前に着工している場合や既に工事が完了している場合は、対象となりません。

【改修工事の例】

◇屋根、外壁などの塗装工事

◇居室、浴室、台所、トイレなどの改修

◇畳替え、クロスの張り替え、建具、断熱サッシなどの内装工事

※シロアリなどの防虫処理、外構、車庫、物置、冷暖房機、ボイラー、合併浄化槽等の設置工事、集落排水の引き込み等の工事も対象になりません。

3. 補助金額

- ・対象工事金額の10%以内（上限5万円）
- ・上里町商工会発行の上里町共通商品券により交付します。

4. 申込方法

- ・工事を実施する10日前までに、申請に必要な書類を産業振興課に提出してください。

5. 必要書類

- ①上里町住宅改修資金補助金交付申請書（様式第1号）
申請書の添付書類…②改修工事の見積書の写し
- ③改修工事予定の現場写真
- ④改修箇所を示す図面（平面図等）
- ⑤確認同意書（住民・外人登録、町税等の確認に関する同意書）
- ⑥委任状（業者に手続きを委任される方のみ提出）

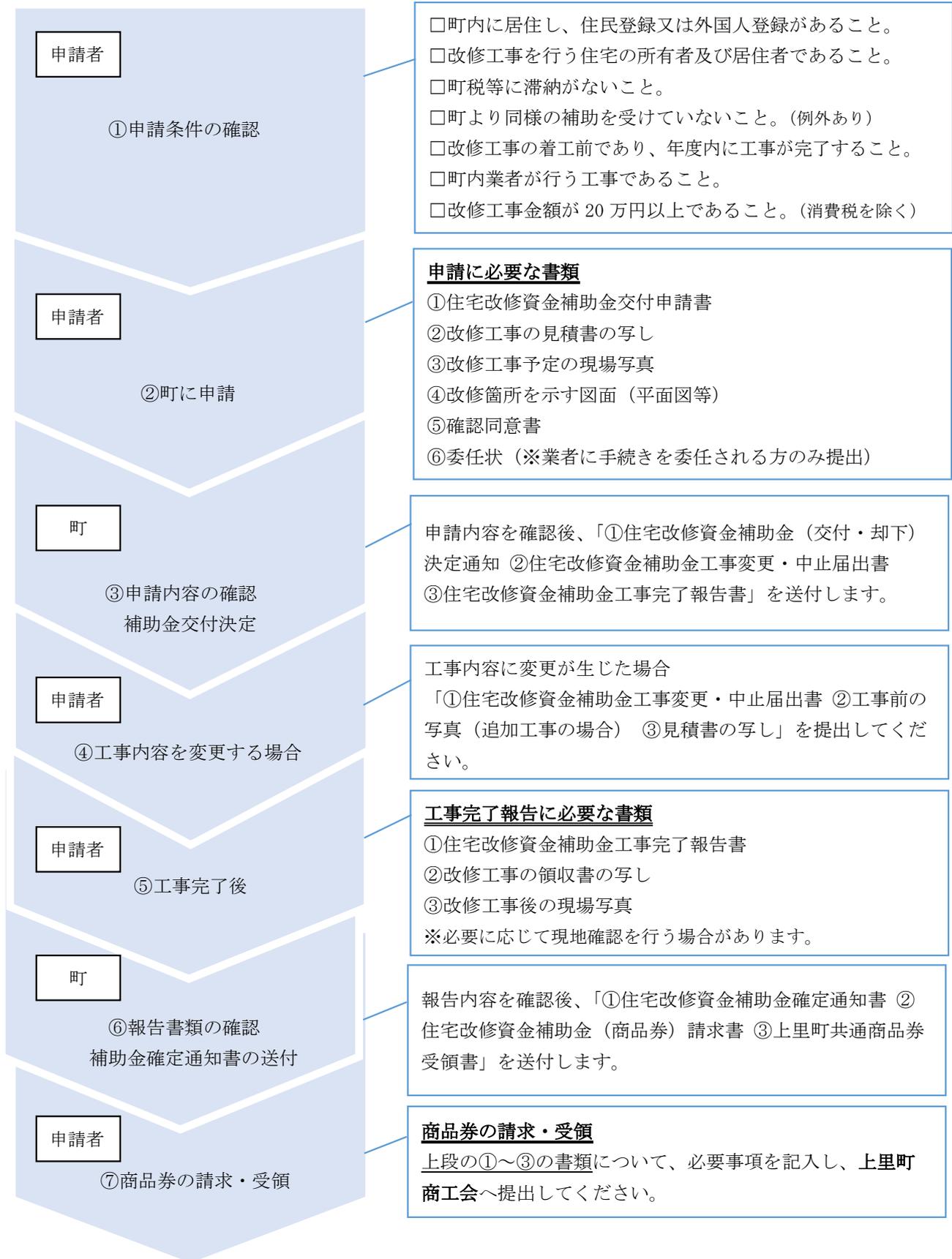
①～⑤を産業振興課（庁舎2階）までご提出ください。※⑥については該当者のみ。

書類は産業振興課又は町ホームページにて配布します。

不明な点等ございましたら、お問い合わせください。

〈問い合わせ先〉 上里町産業振興課 産業観光係 (☎0495-35-1232)

申請から補助金（商品券）の受け取りまで



上里町住宅改修資金補助金交付制度 補助対象工事

該当工事	具体的な工事内容等
木工事	間取り替え、床・天井・壁張り替え、収納新設、棚取り付け、物干し屋根、段差解消、手摺り取り付け
屋根工事	屋根材葺き替え、雨漏り修理、雨樋取り替え、雪止め取付け、屋根瓦の補修
サッシュ工事	玄関建具取り替え、断熱サッシ工事、複層ガラス、網戸取り付け・張り替え、鍵の取り替え、シャッター取り付け及び補修
建具家具工事	各種建具立て付け調整・取り替え（例：ドアノブ、鍵、戸車、レール取り替え）
内装工事	クロス貼り替え、クッションフロア貼り替え、新床張り替え
外装工事	外壁・屋根の改修
タイル石工事	浴室・玄関まわりのタイル貼り
電気設備工事	スイッチ・コンセント・電灯の増設、回路・アンペアの増設、照明器具の取り替え、インターフォンの取り付け、防犯灯設置
給排水衛生設備工事	浴室、台所、トイレ改修

※畳⇄フローリング、畳替え、耐震補強は対象とします。

※シロアリなどの防虫処理、外構、車庫、物置、冷暖房機、ボイラー、合併浄化槽等の設置工事、集落排水の引き込み等の工事も対象になりません。